第百三条第六項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

第百三条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前三項」を「第五項、第六項及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項第二十六号の「特定店頭商品オプション取引」とは、店頭商品デリバティブ取引であって、法第二条第十四項第四号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号又は第三号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第五号に掲げる取引のうち、これらの取引に係る権利が行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

第百四条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第百六条第一項第二号中「第百四条第一項第七号から第十号まで」を「第百四条第一項第六号から第九号まで」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改め、同条第二項中「第百四条第一項第五号」を「第百四条第一項第四号」に改める。

第百九条第一項第十三号中「場合」の下に「又は商品取引契約に係る取引に係る取引証拠金その他の保証金に係る契約を個別の取引ごとに締結していない場合」を加える。

第百二十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「及び第二号」を削る。

別表第四注文伝票の項記載上の注意の欄第四号中「（以下この表において「板寄せ取引」という。）」を削り、同表商品デリバティブ取引日記帳の項記載事項の欄第四号中「約定日時」を「約定年月日」に改め、同項記載上の注意の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同表商品デリバティブ取引勘定元帳の項記載事項の欄第四号中「約定日時」を「約定年月日」に改め、同項記載上の注意の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同表商品デリバティブ取引残高帳の項記載事項の欄第五号中「約定日時」を「約定年月日」に改め、同項記載上の注意の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表商品デリバティブ取引受渡計算帳の項記載事項の欄第五号中「約定日時」を「約定年月日」に改め、同項記載上の注意の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

別表第五商品先物取引仲介補助簿の項記載事項の欄第五号中「約定日時」を「約定年月日」に改め、同項記載上の注意の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第五号1．中

本店の所在地	
代表者氏名	

を

本店の所在地	
代表者氏名	

に改める。

様式第八号1．中

本店の所在地	
代表者氏名	

を

本店の所在地	
代表者氏名	

に改める。

様式第十号(4)中「保証預託」を「保証予約」に改める。

様式第十一号1．(5)を次のように改める。

(5)　株主等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
計　人		

様式第十一号1．(7)を次のように改める。

(7)　役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		代表権の有無
		商号又は名称	役職名	

様式第十一号記載上の注意7．中「株主等が会社の役職員又は親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。）、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合には、「会社との関係」の欄にその旨を記載すること。」を加え、同様式記載上の注意9．中「、「保有する議決権の議決権の総数に対する割合」の欄には、当該役員が保有する議決権の議決権の総数に対する割合を記載することとし」を加える。

様式第十二号1．(2)中

販売費及び一般管理費	
取引所等関係費	
人件費	
役員報酬	（　）
従業員給料	（　）
その他の人件費	（　）
不動産関係費	
事務費	
租税公課	
減価償却費	
貸倒引当金繰入額	
その他	

を

販売費及び一般管理費	
取引所等関係費	（　）
人件費	（　）
役員報酬	（　）
従業員給料	（　）
その他の人件費	（　）
不動産関係費	（　）
事務費	（　）
租税公課	（　）
減価償却費	（　）
貸倒引当金繰入額	（　）
その他	（　）

に改め、同様式2．(4)中「保証預託」を「保証予約」に改め、同様式3．(2)中

金銭信託
カバー取引先への預託
媒介等相手方への預託